○○○○○規約

第１章　総則

（名称）

第１条　この会は、○○○○○（以下「本会」という。）と称する。

（主たる事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を○○○○○○○に置く。

（区域）

第３条　本会の区域は、福島県郡山市○○○○○○○（以下「区域」という。）とする。

（目的）

第４条　△△△は、良好な地域社会の維持と形成のため、民主的な運営の下に、次の各号に掲げる地域的な共同活動を行うことを目的とする。

（1）○○○○○○○こと。

（2）○○○○○○○○こと。

（3）その他本会の目的達成に必要な事業

第２章　会員

（会員の資格）

第５条　本会の会員は、区域に住所を有する全ての個人がなることができる。

２　本会は、その者の加入によって、その目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められ、その者の加入を拒否することが社会通念上、あるいは前項の趣旨から客観的に、妥当であると認められる場合等の正当な理由なくして、区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできない。

３　区域に事業所又は事務所を置く組合又は法人等の団体若しくは区域に住所は有しないが不動産を所有する個人又は法人は、本会の賛助会員になることができる。

（入会金）

第６条　本会の会員又は賛助会員（以下「会員等」という。）になろうとする者は、入会金を納入しなければならない。

２　入会金の金額及び徴収方法は、総会の議決を経て別に定める。

（会費）

第７条　会員等は、会費を納入しなければならない。

２　会費の種類、金額及び徴収方法は、総会の議決を経て別に定める。

（退会）

第８条　会員等が、次の各号のいずれかに該当した場合は退会したものとみなす。

（1）会員が、区域内に住所を有しなくなった場合

（2）賛助会員のうち区域内に事業所又は事務所を置くことを要件とする組合又は法人

等の団体が、区域内に事業所又は事務所を有しなくなったとき。

（3）賛助会員のうち区域内に不動産を所有することを要件とする個人又は法人が、不動産を有しなくなったとき。

２　本会を退会しようとするものは、書面をもってその旨を届けなければならない。

（除名）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の３分の２以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

（1）会費を１年以上納入しない場合

（2）本会の名誉を著しく毀損し、又はその秩序を乱した場合

２　前項第２号の規定により会員を除名しようとする場合は、除名の議決を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第10条　会員が、既に納入した会費、その他の拠出金は、これを返還しない。

第３章　役員

（役員の種別）

第11条　本会に、次の役員を置く。

（1）会長　　　　　　1人

（2）副会長　　　　　○人

（3）委員　　　　　　○人

（4）監事　　　　　　○人

２　役員は、総会において選任する。

３　会長、副会長及び委員と監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の任務及び権限）

第12条　会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その会務を代行する。

３　委員は、総会の議決を経て会長が別に定める会務を執行する。

４　監事は、次に掲げる事務を処理する。

（1）本会の財産の状況を監査すること。

（2）会長の会務執行の状況を監査すること。

（3）財産の状況又は会務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

（4）前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

（役員の任期）

第13条　役員の任期は、○年とする。

ただし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員の役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第14条　役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、会員総数の３分の２以上の議決により、その役員を解任することができる。

（1）心身の故障のため、職務の執行にたえられないと認められる場合

（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為がある場合

２　前項第２号の規定により役員を解任しようとする場合は、解任の議決を行う総会においてその役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第15条　役員に対し、報酬を支給することができる。

２　役員には、費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第４章　会議

（種別）

第16条　本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は、定期総会と臨時総会とする。

（構成）

第17条　総会は、本会の会員をもって構成される。

２　役員会は、会長、副会長及び委員をもって構成される。

（権能）

第18条　総会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

（1）事業計画及び収支予算

（2）事業報告及び収支決算

（3）その他本会の運営に関する重要な事項

２　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

（1）総会の議決した事項の執行に関する事項

（2）役員会として総会に付議する事項

（3）その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第19条　定期総会は、年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（1）役員会が必要と認める場合

（2）会員の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面により請求があ

る場合

（3）監事が、第12条第４項第４号の規定に基づいて招集する場合

３　役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（1）会長が必要と認める場合

（2）委員現在数の○分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合

（招集）

第20条　会議は、前条第２項第３号の場合を除いて、会長が招集する。

２　総会を招集する場合は、会員に対し、開会の日の５日前までに、その日時、場所及び目的たる事項を、書面をもって通知しなければならない。

（議長）

第21条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

２　役員会の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数）

第22条　会議は、総会においては会員総数の半数以上、役員会においては会長、副会長及び委員現在数の○分の○以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第23条　会議の議決は、この規約に定めるもののほか、総会において出席した会員の、役員会においては役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員又は役員として議決に加わる権利を有しない。

２　会員の表決権は、平等であるものとし、不当な取扱いをすることはできない。

３　世帯単位で活動し意思決定を行っていることが、沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、このことが合理的であると認められる事項について、定足数及び議決について、１世帯につき会員が所属する世帯の構成員数分の１票として取り扱うことができる。この場合においても、世帯の構成員は、会員としての議決権を行使することができる。

（特別な議決）

第24条　次に掲げる事項は、前２条の規定にかかわらず、会員総数の半数以上が出席し、その３分の２以上の賛成による総会の議決を必要とする。

（1）重要な資産の得喪及び契約に関する事項

（書面表決等）

第25条　やむを得ない事由により総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を

代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第22 条から第24 条までの規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第26条　総会を閉会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）総会の日時及び場所

（2）会員の現在数

（3）総会に出席した会員の数

（4）審議事項及び議決事項

（5）議事の経過の概要及びその結果

（6）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第５章　資産及び会計

（資産の構成）

第27条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成される。

（1）別紙財産目録記載の財産

（2）会費

（3）寄付金品

（4）資産から生ずる収入

（5）事業に伴う収入

（6）その他の収入

（資産の管理）

第28条　資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て別に定める。

（経費の支弁）

第29条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（会計年度）

第30条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第31条　本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の承認を得なければならない。

２　会計年度開始前に、事業計画及び収支予算の総会における承認が得られないときは、役員会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて、収入支出することができる。

３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第32条　本会の事業報告及び収支決算は、会計年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後、３ケ月以内に総会の承認を得なければならない。

第６章　規約の改正及び解散

（規約の改正）

第33条　この規約は、総会において会員総数の４分の３以上の同意を得、かつ、郡山市長の認可を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第34条　本会は、総会において会員総数の４分の３以上の同意を得、かつ、郡山市長へ届け出た後でなければ解散することができない。

２　解散のときに存する残余財産は、総会において会員総数の４分の３以上の議決を得、かつ、郡山市長へ届け出た後に、地方公共団体、当該法人以外の認可地縁団体又は本会と類似の目的を有する団体に帰属する。

第７章　雑則

第35条　この規約の施行に関して必要な事項は、この規約に定めるものを除き、会長が総会の議決を経て別に定める。

附　則

１　この規約は、本会の設立認可の日から施行する。

２　本会の設立当初の役員は、第11条第１項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条の規定にかかわらず、令和○年３月31日までとする。

３　本会の設立当初の会計年度は、第30条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和○年３月31日までとする。

４　本会の設立当初の会計年度（及び次年度）の事業計画及び収支予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。